議提議案第 号

一部を改正する条例案」「部を改正する条例案」「重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の

令和五年十一月 日右 提 出 ず る。

胡田布

条例三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する

三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年

正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 正 前
第九条 (略)	第九条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日
現在(同項後段に規定する者にあっては、	現在(同項後段に規定する者にあっては、
任期満丁、辞職、失職、死亡等によりその	任期満丁、辞職、失職、死亡等によりその
職を離れた日現在)において支給すべき議	職を離れた日現在)において支給すべき議
員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四	員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四
十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支	十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支
給する場合においては百分の百六十五、十	給する場合においては百分の百六十五、十
二月に支給する場合においては百分の百	二月に支給する場合においては <u>百分の百</u>
<u>七十五</u> を乗じて得た額に、一般職に属する	六十五を乗じて得た額に、一般職に属する
職員の期末手当の支給の例により一定の	職員の期末手当の支給の例により一定の
割合を乗じて得た額とする。	割合を乗じて得た額とする。
ო (盤)	ო (盤)

うに攻正する。第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を炊のよ

正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

	改 正 後					改	띰	汇	
第十	(条 (2)	第	九条	(盌)				
23	期末手当の額は、それぞれ前項の基準日	2	至.	$\mathbb{K} \oplus$	៕ (の額は、	かな	がぞれ前項	の基準日

を乗じて得た額とする。 の期末手当の支給の例により一定の割合する。 十を乗じて得た額に、一般職に属する職員月に支給する場合においては 宿する場合においては 百分の百七十、十二十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 職を離れた日現在)において支給すべの問任事満丁、辞職、失職、死亡等によりその 現在(同項後段に規定する者にあっては、 割合を乗じて得た額とする。職員の期末手当の支給の例により一定の 七十五を乗じて得た額に、一般職に属する に見に支給する場合においては 高力の百 作工を乗じて得た額の合計額に、十百分の百 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 職を離れた日現在)において支給すべき議 保証で、辞職、失職、死亡等によりその 現在(同項後段に規定する者にあっては、

の (器)

(盤)

圣 三

(猪厂型口排)

- ら施行する。1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日か
- 二月の期末手当から適用する。する条例第九条第二項の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、令和五年十2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

(期末手当の内払)

例の規定による期末手当の内払とみなす。する条例第九条第二項の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、新条3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

提案理由

末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期